

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

① 企業間の連携

各事業所の協力会社との分科会活動を通じて、技術力や安全衛生に対する継続的な向上と問題解決に取り組むと共に「ダイダンマイスター制度」の実施により優秀な職長の育成を目指して、登録基幹技術者等の資格取得費用の補助や当社現場での勤務に対する表彰金の支給などを行っています。

また、当社公式ホームページに「協力会社の窓」を開設し、当社の各種方針の展開および協力会社との速やかな情報共有や交換を行うプラットフォームとして、更なる信頼関係を構築しています。

② IT実装支援

当社では取引先との電子商取引（EDI）の構築に取り組むことで、見積依頼から請求支払いに於ける業務効率化、経費節減を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金の現金払と手形払の併用にあたっては、現金比率を高めるとともに労務費相当分につきましては現金払とします。また、手形の支払サイトは60日としておりますが、手形支払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払条件等の見直しを行います。

③ 知的財産・ノウハウ

取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、協力会社・サプライヤーとのパートナーシップを経営のマテリアリティとし、環境、社会・人権、ガバナンスの課題に対応し、サステナビリティを高めて行く事で取引先企業との共存共栄を図ります。

2022年12月6日

ダイダン株式会社

代表取締役社長 藤澤 一郎